

26 琴情答申第3号
平成26年11月21日

琴平町教育委員会
教育長 三井尚様

琴平町情報公開審査会
会長 石合由



答申書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 琴平町教育委員会

諮問日 平成26年7月22日（26琴教委発第157号）

事件名 平成26年6月23日26琴教委発第120号文書による部分公開決定に関する件

第1 審査会の結論

琴平町教育委員会が、平成26年6月23日付で本件請求に対し非公開とした部分のうち、法人代表者の印影について全面的に非公開としたことは妥当ではなく、当該法人の印影が記録されていることが確認できるように、印影に斜線を引くなど印影の一部分を黒塗りとし、公開する措置を探るべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成26年6月5日付で、次の内容の行政文書の公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

- (1) 平成26年4月1日付締結の「琴平町いこいの郷公園の管理及び運営に関する包括協定書」の原本の写し
- (2) 平成26年4月1日付締結の「琴平町いこいの郷公園の管理及び運営に関する年度協定書」の原本の写し

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 26 年 6 月 23 日付けで本件処分を行い異議申立て人に通知した。

3 異議申立て

異議申立て人は、本件処分を不服として、平成 26 年 6 月 29 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容等

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立て人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立て書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、公開請求対象文書の全部を開示する必要がある。
- (2) 本件公開決定通知書記載の「公開しない理由」欄記載の理由は、条例に規定する非公開事由には該当しない。
- (3) 本件公開決定通知書の「公開しない理由」欄記載の「第 17 条」の部分は、本協定書の重要な部分であり、当該情報を秘密にすることは町民の知る権利を侵害する違法行為である。更に、法人代表者印は、特に重要ではないが、法人登記簿に登記されたものであり、特に秘匿する情報ではない。

第4 実施機関の説明の要旨

1 部分公開決定の理由について

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

琴平町いこいの郷公園の管理及び運営に関する包括協定書の第 17 条に記載の施設運営権料及び成果配分等（以下「施設運営権料等」という。）は、これが公になれば、本件文書に係る契約の相手方である法人の施設の運営、経営に関する能力等内部管理情報が競合他社に明らかとなり、今後の同様の施設運営等の契約締結及びいこいの郷公園の管理及び運営に関する契約更新の際の競争において、当該法人の競争上の地位を害するおそれがある。

よって、施設運営権料等は公にすることにより、明らかに当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アの規定により非公開とした。

また、本件請求に係る行政文書に押印された契約の相手方である構成団体の法人代表者印の印影についても、公にすることにより、印鑑の偽造、悪用のおそれがあり、明らかに当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アの規定により非公開とした。

第5 審査会の判断の理由

1 本件行政文書の内容等

本件異議申立てに係る行政文書（以下、「本件行政文書」という。）は、以下の文書である。

- (1) 平成26年4月1日付締結の「琴平町いこいの郷公園の管理及び運営に関する包括協定書」の原本の写し
- (2) 平成26年4月1日付締結の「琴平町いこいの郷公園の管理及び運営に関する年度協定書」の原本の写し

2 条例第7条第3号アの該当性について

本号アは、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、明らかに当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非公開情報としている。

「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報等何らかの関連性を有する一切の情報をいう。

(1) 施設運営権料等について

施設運営権料等は、町と契約相手方の構成団体である法人との間の琴平町いこいの郷公園の管理及び運営に関する契約（以下「本件契約」という。）の情報であり、これは法人等に関する情報である。

実施機関によれば、本件行政文書は本件契約の契約書であるところ、記載の施設運営権料等が公にされると契約当事者である構成団体の施設の運営、経営に関する能力等内部管理情報が競合他社に明らかとなり、今後の契約更新の際に行われる契約締結等における競争において、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあると主張する。

実施機関によれば、いこいの郷公園の指定管理者の公募、選定過程において、実施機関からは具体的な施設運営権料等を提示したことではなく、応募した法人側

から施設運営権料等の提示があり、これを選定の際の判断の基礎としたということであった。このような事情を踏まえると、施設運営権料等は、経営方針、経理等法人等の内部管理に属する情報としての側面を有するものと認められる。

また、本件契約の指定管理者の選定はプロポーザル方式で行われ、この選定にあたっては「施設の適切な維持管理及び施設運営権料の納付が可能であること」が選定基準となっており、施設運営権料等は当該契約の指定管理者を選定するうえで重要な要素であったということである。そうすると、本件契約に係る施設に関する施設運営権料等を、公開することにより、競争相手に当該法人の内部管理情報が知られるところとなり、今後行われる本件契約の更新の際ににおける競争その他同様の施設での管理運営契約に係る競争において当該法人に不利益となるおそれがあると認められる。

さらに、平成26年度予算書に施設運営権料の記載があるものの、平成26年4月1日に本件契約は成立しているのであるから、平成26年3月議会時点での予算書に記載された金額は見込み額にすぎない。したがって、この記載をもって、施設運営権料が公にされているとはいえない。

以上のことから、施設運営権料等が公にすることにより、明らかに当該法人の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれが認められる。

よって、本件行政文書の施設運営権料等について、条例第7条第3号アの規定により、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 法人代表者の印影について

本件行政文書に押印された法人代表者の印影は、法人等に関する情報に該当する。

異議申立書による異議申立人の主張によれば、本件行政文書に押印された法人代表者印が法人登記簿に登記されたものであり、特に秘匿する情報ではないから公開するべきであると主張する。しかしながら、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条第1項の規定は、登記所で登録された印鑑に係る印鑑証明書の交付を請求できる者を、印鑑を登記所に提出した者等に限定しており、第三者が証明書の閲覧又は写しの交付を受けることを認めていないのであるから、登記された法人代表者印は広く一般に公開されているものとはいえない。異議申立人の主張する理由による、法人代表者の印影の公開は認められない。

一般に契約書等に押印される法人代表者の印影は、印鑑の登録の有無にかかわらず、契約の相手方にのみ開示することが予定され法人等が契約を行う際に用いられるものであることから、専ら法人等の内部管理に属する情報に該当し、契約関係にない者にまで広く公開することを予定しているとはいえない情報である。また、印影を公開することにより印鑑偽造され、偽造された印鑑の悪用の危険性を考慮すると、その公開により、法人等の事業運営上の正当な利益を害するおそ

れは完全には否定できない。

本件行政文書に押印された法人代表者の印影についても、印鑑証明書の添付はなく印鑑登録されたものか否かその取扱いは不明であるが、これが公にされることにより偽造等による悪用により法人等の正当な利益が害されるおそれは完全には否定できない。また、本件行政文書は町と構成団体の法人との契約書であり、取引関係にない不特定多数の者にまで広く知られている状態に置いているとの事情も認められない。以上の点から、実施機関が法人代表者の印影を公開しないとする判断は首肯できる。

しかしながら、印影の存在は真に契約がなされたという認証の機能を有するものであり、このような機能からすれば印影の存在を明らかすることが、情報公開の趣旨に適うものである。また、琴平町情報公開事務取扱要綱（平成18年琴平町要綱第4号）第6の1(1)ウ(イ)によれば、部分公開の場合の公開方法は、公開請求者に閲覧させ、又は、交付する文書は原本ではなく複写したものであり、このことを前提として該当文書中の印影部分に斜線を引くなど印影の一部を黒塗りとすれば、正確な印鑑の偽造は困難となり、印影の偽造等の悪用は防止できるものである。

よって、実施機関が本件行政文書に押印された法人代表者の印影について、全面的に非公開としたことは妥当ではなく、当該法人の印影が記録されていることが確認できるよう当該印影に斜線を引くなど印影の一部分を黒塗りとし、公開する措置を探るべきである。

3 審査会の意見

契約書に押印された法人等の代表者印の印影は公にされると偽造され、偽造された印鑑が悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは完全には否定できないものであり、このような観点から法人等の代表者の印影は公開することはできない場合も考えられる。

他方、契約書に押印された法人等の代表者印の印影の存在は、契約が真に契約されたという認証の機能を有するものであるから、このような観点からすれば印影の存在を明らかにする必要も認められるところである。

法人等の代表者印の印影の公開の可否にあたっては、当該印影の存在する文書の種類、性質によって個別に判断が必要となるものであるが、情報公開推進の観点から、当該印影を非公開とする場合の黒塗り方法を再度検討するなど今後適宜適切な運用がなされるように町に要望する。

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 平成26年7月22日 | 諮詢（26 琴教委発第157号）の受理 |
| (2) 同年9月3日 | 審議 |
| (3) 同年10月28日 | 審議 |